

# ショートステイ 金澤備中 利用料金表

金沢市地域等級 ⇒ 7級地( 1単位 = 10.17円 にて算出 )

令和4年10月1日 現在

【 基本料金 / 1日あたり 】※端数処理の為、ご請求時には1円前後の差異が発生する場合があります。

介護保険サービス		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	基本料金	523 単位	649 単位	696 単位	764 単位	838 単位	908 単位	976 単位
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)			18 単位				
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位						
	小計	529 単位	655 単位	720 単位	788 単位	862 単位	932 単位	1000 単位
	自己負担 1割	538 円	666 円	732 円	801 円	877 円	948 円	1,017 円
	自己負担 2割	1,076 円	1,332 円	1,464 円	1,603 円	1,753 円	1,896 円	2,034 円
	自己負担 3割	1,614 円	1,998 円	2,197 円	2,404 円	2,630 円	2,844 円	3,051 円
実費	居住費 (4段階)	2,200 円						
	食費 (4段階)	1,445 円 ( 朝食262円 、 昼食681円 、 夕食502円 )						

●居住費・食費 は世帯の所得に応じて減額され、各段階毎に下表の通りの金額となります。

段階	対象者	居住費 ( /日)	食費 ( /日)
第3段階②	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金及び障害年金の収入額の合計が 120万円を超える方	1,310 円	1,300 円
第3段階①	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金及び障害年金の収入額の合計が 80万円を超え120万円以下の方	1,310 円	1,000 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額と遺族年金及び障害年金の収入額の合計が 80万円以下の方	820 円	600 円
第1段階	高齢年金受給者で ①世帯全員市民税非課税の方 ②生活保護を受給されている方	820 円	300 円

【 各段階・負担割毎の1日あたりの利用料金合計 】

割合	負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割	第4段階	4,183 円	4,311 円	4,377 円	4,446 円	4,522 円	4,593 円	4,662 円
	第3段階②	3,148 円	3,276 円	3,342 円	3,411 円	3,487 円	3,558 円	3,627 円
	第3段階①	2,848 円	2,976 円	3,042 円	3,111 円	3,187 円	3,258 円	3,327 円
	第2段階	1,958 円	2,086 円	2,152 円	2,221 円	2,297 円	2,368 円	2,437 円
	第1段階	1,658 円	1,786 円	1,852 円	1,921 円	1,997 円	2,068 円	2,137 円
2割	第4段階	4,721 円	4,977 円	5,109 円	5,248 円	5,398 円	5,541 円	5,679 円
3割	第4段階	5,259 円	5,643 円	5,842 円	6,049 円	6,275 円	6,489 円	6,696 円

【 その他の主な加算等 】

加算項目	内容
送迎加算 ( 184単位 / 回 )	送迎を行った場合、片道につき算定します。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の合計利用単位数に 8.3% を乗じた単位数を算定します。
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1か月の合計利用単位数に 2.3% を乗じた単位数を算定します。
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月の合計利用単位数に 1.6% を乗じた単位数を算定します。
療養食加算(8単位/回)1日3回まで	医師の指示により療養食が提供された場合。
日常生活費 ( 実費 )	ご利用者が日常使用する歯ブラシ、化粧品、タオル等。
教養娯楽費 ( 実費 )	ご利用者が教養娯楽として参加するクラブ活動費や行事費。

※ その他の加算等は、必要に応じて個別に加算されます。

※ 上記以外にも加算算定される場合があります。その際は事前にご説明し、ご了承を頂いてから算定します。